

『玉掛け技能講習』開催のご案内

京都労働局登録京第1号
登録有効期間 2029年3月30日
公益社団法人京都労働基準協会

労働安全衛生法第61条・労働安全衛生法施行令第20条第16号に基づく『玉掛け技能講習』を下記の要領により開催いたしますので、この機会に玉掛け資格者の養成を図られますようご案内申し上げます。

記

■講習日時

学科講習	令和7年6月12日(木)	8:55~16:15	※受付8:40~
	令和7年6月13日(金)	9:00~17:20	※学科修了試験を含む
実技講習	令和7年6月14日(土)又は15日(日)	8:00~17:10	※実技修了試験を含む

※遅刻、早退、欠席、一部欠講の場合は修了試験の受験ができませんのでご注意ください。
※会場入場の際、受付にて受講票を提出してください。

■申込開始日時 令和7年5月14日(水)より 土・日・祝日を除く9:00~16:00まで
※受付が混雑した場合、整理券を配布する事があります。

■講習場所 学科講習 舞鶴西総合会館(舞鶴市南田辺1)
実技講習 ジャパン マリンユナイテッド(株)舞鶴事業所(舞鶴市字余部下1180)

■講習科目 学科 ①クレーン等に関する知識【1時間】
②クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識【3時間】
③クレーン等の玉掛けの方法【7時間】
④関係法令【1時間】
実技 ①クレーン等の玉掛け
(質量目測・玉掛け用具の選定及び使用、玉掛け基本作業及び応用作業)【6時間】
②クレーン等の運転のための合図(合図の実習)【1時間】

■受講資格 満18歳以上の方

■受講料 **22,000円**【20,000+消費税10%】 未経験者
19,800円【18,000+消費税10%】 下記①又は②に該当される方
①講習科目「力学」が免除される方
クレーン・移動式クレーン・デリック・揚貨装置運転士免許所持者
床上操作式クレーン・小型移動式クレーン運転技能講習修了証所持者
※受講申込書に上記免許証又は修了証のコピーを添付ください。
②玉掛け補助作業の業務6ヶ月以上の経験者
※受講申込書所定欄に証明を受けてください。(※講習科目「力学」は免除されません。)

■テキスト代 技能講習用テキスト「玉掛け作業必携」
1,705円【1,550+消費税10%】 テキストは、講習会当日にお渡しします。
※受講申し込み後は、受講料及びテキスト代は返却いたしませんのでご了承願います。

■定員 40名(定員になり次第締め切ります。)
多くの事業場様に受講していただくために上限を3名様とさせていただきます。それ以上の場合はキャンセル待ちでお願いいたします。

■ 申込方法 受講申込書に所定事項記入の上写真を貼付しお申込み下さい。写真は、申請前6ヶ月以内に撮影し、単身、上三分身、正面、脱帽、（縦3cm 横2.4cm）のもの。不鮮明なもの、顔かたちがはっきりしないもの、サングラスをかけたものは受付できませんのでご注意ください。受講料・テキスト代は現金又は振込（手数料は事業所負担）でお願いします。受付方法はホームページの《講習受付方法》をご参照下さい。

※本人確認のため①～⑦のいずれかを講習初日に必ずご持参下さい。

- ①自動車運転免許証 ②パスポート ③各種免許証 ④住民票 ⑤健康保険証
⑥特別永住者証明書又は在留カード ⑦公的な身分証明書（氏名、生年月日が記載されたもの）

■ 申込・問合せ先 公益社団法人京都労働基準協会舞鶴支部 Tel0773-75-4731 Fax0773-75-4777
〒624-0913 舞鶴市字上安久小字安久谷原 381-2

- その 他 ・学科・実技講習の時は、電卓をご持参下さい。（スマートフォンは使用不可。）
・学科講習の時は、駐車場に限りがありますので、できるだけ乗り合わせてお越し下さい。
・実技講習の時は、ヘルメット・安全服装・安全靴・皮手袋を必ず着用して下さい。
・実技修了試験終了後、合格者に修了証をお渡ししますので、印鑑をご持参下さい。

業務経験の記載例

6か月以上の玉掛けの補助作業の業務経験

補助作業の業務期間	クレーンの種類又は形式	荷の種類及び形状	具体的な作業内容
2020年4月 ～ 2021年3月 (12ヶ月)	天井クレーン 15t～ 30t	鋼材 鋼材加工品	建設機械製造工場 ドラッグショベルの組立において玉掛け作業 者（有資格者 田中一郎）の指導のもとに7バルト使用によるシャックル及びワイヤーロープによる2～4点づり及び専用つり具（ハッカー等）による玉掛け作業（つり荷の質量1t～10t）補助作業

この業務経験に間違いありません。

受講者氏名 伏見 一郎 ㊟

2021年4月10日

事業所名 (株) 労基連

所在地 京都市右京区西院東中水町17

事業者職氏名 代表取締役 京都 太郎 ㊟

上記の業務経験を証明します。

- ※1. クレーン等の種類又は形状とは、天井走行クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン等をいう。
※2. 荷種類とは、一般的な名称（鋼材、コンクリート、木材等）をいう。荷の形状とは、鋼板、鋼管、棒鋼、形鋼、鋼材加工品、ヒューム管、PC抗、機械部品、電気部品、その他等をいう。
※3. 具体的な業務内容は、建設工事での〇〇作業、製造工場での〇〇作業でその内に、玉掛け補助作業の内容（用具等の準備、点検、玉掛けの助手等）及び主に指導した者等を記入すること。

社長、支店長等事業場代表者名を記入の上、個人印または代表者印を押印して下さい。（自筆の署名の場合、押印は不要です。）

月講習

玉掛け技能講習受講申込書

カラー写真
30mm×24mm

裏面に氏名を記載
申込6ヶ月以内のもの
正面・脱帽・上三分身
背景無地

受 講 者	フリガナ		生 年 月 日	S	・	H	年	月	日	生		
	氏名											
	携帯番号	—		—								
	旧姓等併記希望の方 旧姓等氏名： *併記を希望する氏名等が確認できる書類(戸籍抄本、住民票の写し、自動車運転免許証等)をお申込時に提示してください。											
現住所	〒 —											
本人確認	本人確認の為①～⑦のいずれかを講習初日にご提示下さい。 ①自動車運転免許証 ②パスポート ③各種免許証 ④住民票 ⑤健康保険証 ⑥外国人登録証明書 ⑦公的な身分証明書(氏名、生年月日が記載されたもの)											

受講番号
※記入不要

勤 務 先	会社名		ご 連 絡 先	担当氏名・部署		
	所在地	〒 —		電話番号	-	-
				FAX番号	-	-

免許証等コピー貼付

講習科目「力学」免除希望の方 (受講料も減額されます) ①～⑤のいずれかのコピーを貼付して下さい。

①クレーン・デリック運転士免許証
②移動式クレーン運転士免許証
③揚貨装置運転士免許証
④床上操作式クレーン運転士技能講習修了証
⑤小型移動式クレーン運転士技能講習修了証

コピー貼付

事業所証明

玉掛けの補助業務の実務経験証明
(6ヶ月以上の補助業務の経験のある方はこの欄に案内書の記載例を参考に記入して下さい。)

補助業務の業務期間	クレーンの種類又は形式	荷の種類及び形状	具体的な作業内容

玉掛けの補助業務の実務経験は、上記のとおり間違いありません。
受講者氏名 ⑩

上記の申請者が玉掛けの補助業務に就いたことを証明します。
令和 年 月 日

事業所名
所在地
事業者職氏名 ⑩

令和 年 月 日

公益社団法人 京都労働基準協会 殿

- ①フリガナを必ず記入して下さい。
- ②氏名(漢字)・生年月日は、修了証に使用しますので、間違いのないようご記入ください。
記入不備による修了証再発行時には再発行手数料(1,650円)をいただきます。
- 個人情報の取扱いについて
ご記入いただきました個人情報につきましては、本講習の実施のためにのみ使用いたします。